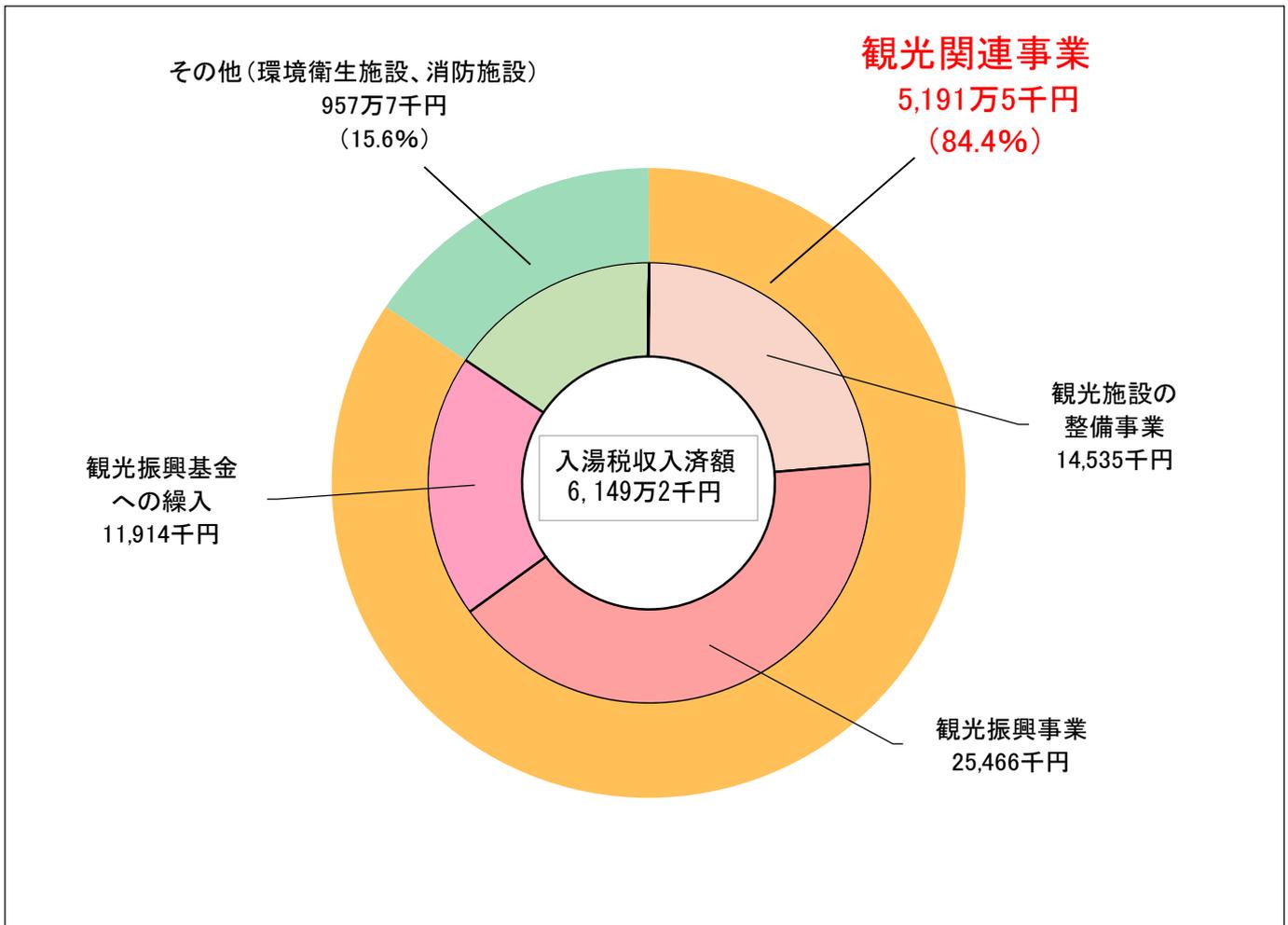


令和5年度における 入湯税の使途状況（観光関連事業分）

（単位：千円）

事業名	事業費	左のうち 入湯税 充当額	入湯税の使途
観光施設の 整備事業	40,813	14,535	<ul style="list-style-type: none"> ・ 温泉施設の修繕料及び点検料など （指宿駅足湯 152千円，元湯温泉 82千円，砂むし会館「砂楽」1,375千円） ・ 観光案内所等電気料 652千円 ・ 池田湖観光公園トイレ浄化槽修繕料及び点検料 811千円 ・ 市内観光地（12か所）Wi-Fi通信料 822千円 ・ 池田湖観光公園施設（池田湖パクス）指定管理料 9,829千円のうち2,837千円 ・ 池田湖艇庫指定管理料 9,260千円のうち2,500千円 ・ オーストラリアの森，イッシー公園などの景観整備業務委託料 2,702千円 ・ 篤姫駐車場トイレ，鰻地区公衆トイレの清掃及び浄化槽点検業務委託料 758千円 ・ 長崎鼻無料駐車場土地賃借料 377千円 ・ 指宿地区美化協議会負担金 1,467千円
観光振興事業	88,700	25,466	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指宿観光セールス事業業務委託料 1,650千円のうち650千円 ・ いぶすき広域観光推進協議会などの各協議会等負担金 9,871千円のうち4,355千円 ・ 長崎鼻遊歩道や魚見岳自然公園，セントラルパーク指宿などの 清掃管理業務委託料 5,246千円のうち5,132千円 ・ 指宿市観光協会運営事業補助金 8,356千円のうち7,562千円 ・ 観光イベント対策対応業務委託料 1,586千円 ・ 菜の花マラソンなどのイベント等実行委員会負担金 20,936千円のうち6,181千円
観光振興基金 への繰入	12,284	11,914	<ul style="list-style-type: none"> ・ 観光振興基金積立金
合 計	141,797	51,915	令和5年度入湯税収入済額 61,492千円 （差額9,577千円は環境衛生施設及び消防施設の整備費に充当）

令和5年度入湯税収入済額	61,492千円
うち観光関連事業での支出	51,915千円 (全体の84.4%)
(内訳)観光施設の整備事業	14,535千円
観光振興事業	25,466千円
観光振興基金への繰入	11,914千円
うち環境衛生施設、消防施設での支出	9,577千円 (全体の15.6%)



※入湯税の用途は、法律で決められています。

地方税法第701条

鉱泉浴場所在の市町村は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てるため、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に入湯税を課するものとする。